

### 4-3.特定地域(南方面)浪速区、阿倍野区、西成区、東住吉区、平野区

対 象		申請先 (関係部局)	備 考
浪	再開発等促進区 ・ 湊町地区 地区計画区域内 ・ 難波地区 地区計画区域内 ・ 難波千日前地区 地区計画区域内	計画調整局計画部都市計画課 〔 本庁舎7階 06-6208-7882 〕 計画調整局建築指導部建築企画課 〔 本庁舎3階 06-6208-9284 〕	地区計画の区域内における行為の届出・下見 (再開発等促進区) 下見 (認定・許可) 〔 再開発等促進区内における容積率の認定、高さ制限の許可を受けた場合に限る 〕
	なにわ筋地区 なにわ筋及びなにわ筋に面する敷地 (千日前通との交差点以北) 四つ橋筋地区 四つ橋筋及び四つ橋筋に面する敷地 (千日前通との交差点以北)	計画調整局計画部都市計画課 都市景観担当 〔 本庁舎7階 06-6208-7885, 7887 〕	下見・事前協議 〔 景観法・大阪市都市景観条例に基づく事前協議及び届出等 〕 【重点届出区域】
臨港地区内	木津川周辺 〔 大阪市住之江区南港北2-1-10 〕 ATCビルITM棟10階 06-6615-7740	大阪港湾局営業推進室開発調整課 〔 大阪市住之江区南港北2-1-10 〕 ATCビルITM棟10階 06-6615-7740	下見・事前計画書等の提出 〔 大阪港臨港地区の分区における構築物の規制に関する条例等に基づく事前協議 〕 〔 広告塔、広告板を除く 〕
速	地下鉄軌道敷内 〔 幸町2丁目、湊町1丁目 〕	株式会社大阪メトロサービス エンジニアリング事業本部技術部調査・設計課 〔 大阪市北区豊崎6-5-8 〕 06-6136-3883	下見 〔 木造建築物は除く 〕 〔 ただし、地下鉄軌道敷内は要下見 〕
	地下鉄沿線 〔 境界より30m以内 〕		
区	高さ31m (塔屋含む) を超える建築物 〔 幸町3丁目6~9、桜川1丁目2~6、桜川2丁目4~10、桜川3丁目1~5・8、桜川4丁目1~4、稲荷1丁目1・6~9、湊町1丁目2・4、湊町2丁目1・2、元町1丁目3~6、難波中1丁目3~4・6~10・15・18 〕	危機管理室 〔 本庁舎5階 06-6208-9793 〕	下見 〔 防災無線 〕
	木津川沿い 〔 河川区域及び河川区域から9m以内 〕 〔 詳しい内容については大阪府のホームページをご参照ください 〕 <a href="https://www.pref.osaka.lg.jp/nishiosaka/applycate/index.html">https://www.pref.osaka.lg.jp/nishiosaka/applycate/index.html</a>	大阪府西大阪治水事務所 維持管理課河川管理グループ 〔 大阪市西区江之子島2-1-64 〕 06-6541-7773 (内線213・214)	協議案内・許可 〔 河川法第24条・第26条・第55条 〕 〔 境界明示書 〕
	なんさん南北通り 建築協定区域内 難波中2丁目	計画調整局建築指導部建築企画課 本庁舎3階 06-6208-9300	下見 (建築協定)

対 象		申請先（関係部局）	備 考
浪 速 区	都市高速鉄道なにわ筋線の 都市計画決定区域内	関西高速鉄道株式会社 事業調整部調整課 〔 大阪市福島区福島3-14-24 福島阪神ビルディング11階 06-6485-8913 〕	都市計画法第65条許可協議
		計画調整局計画部都市計画課 〔 本庁舎7階 06-6208-7874 〕	下見 都市計画法第65条許可申請